

教 職 第 638-1 号

平成 27 年 9 月 14 日

各市町村立小・中・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

扶養親族数報告について（通知）

標記の件について、「平成 27 年分給与所得者の源泉徴収票」の電算出力に必要な
るため、下記のとおり貴校職員の所得税法上の扶養親族の報告をお願いいたします。

記

1 扶養親族数報告を要する職員

所得税法上の控除対象扶養親族を有する職員（年少扶養親族も含む。）のうち、
次のいずれかに該当する職員については、扶養親族数報告が必要となります。

- (1) 現在、給与マスタに扶養親族の氏名等の登録がない職員（新規採用職員等）
- (2) 現在の給与マスタに登録されている扶養親族の情報を修正する必要がある職員
(扶養親族の増減等)

※ 現在の給与マスタへの扶養親族の登録状況については、後日配布いたします「扶
養親族数報告書確認リスト」等を参考にしてください。

2 報告方法

- (1) 小中学校県費事務システムによる報告

扶養親族数報告は、次の（２）に該当する場合を除き、原則として小中学校県費
事務システムの「扶養親族報告」画面より報告して下さい。

なお、入力方法の詳細については「小中学校県費事務システム操作手引書（業務
システム給与編）」を参照してください。

※ 扶養親族が一人もいなくなった場合の報告方法

小中学校県費事務システムでの報告となります。なお、システムの入力方法については別紙1「扶養親族が1人もいなくなった場合の報告について」を参照してください。

(2) 扶養親族数報告書（紙報告書）による報告

氏名に外字が含まれている扶養親族がいる場合は、小中学校県費事務システムでは対応できませんので、扶養親族数報告書を作成の上、教育事務所又はさいたま市教職員課へ提出して下さい。

3 報告時の留意事項

(1) 該当職員ごとに、年少扶養親族を含めた全ての扶養親族の氏名（カナ及び漢字）、生年月日、続柄及び同居別居の別をそれぞれの欄に入力してください。

(2) 既に扶養親族がマスタに登録されている職員を修正報告する場合は、以下の事項に注意してください。

ア 扶養親族数に増減があった場合

変更部分のみを記入するのではなく、該当職員について年少扶養親族を含めた全ての扶養親族の内容を入力（記入）してください。

イ 平成27年中に死亡した扶養親族がいる場合

「死亡取消」欄で「取消」を選択（紙報告書の場合は「1」を記入）してください。平成28年以降、自動的に扶養親族のデータから削除されます。

ウ 年少扶養親族がいる場合

年少扶養親族のいる職員について報告の必要がある場合には、年少扶養親族を含めた全ての扶養親族について入力（記入）してください。

※ 例1 年少扶養親族を含む全扶養親族について、平成26年分の源泉徴収票の摘要欄と相違がない場合、報告は不要。

※ 例2 控除対象扶養親族又は年少扶養親族が増えた場合、年少扶養親族を含めた全ての扶養親族について報告が必要。

(3) 氏名の文字数が多く枠に入りきらない場合は、氏名が特定できるように省略して入力（記入）してください。

なお、源泉徴収票には「漢字名」欄の名前が出力されます。

(4) 源泉徴収票等への続柄の出力は、長男・長女等の続柄は「子」、年少扶養親族は「年少」と出力されます。

4 報告可能期間

10月分給与報告期間から1月分給与報告期間まで

5 「扶養親族数報告書」の検収について

上記2(2)に該当する場合等により、扶養親族数報告書（紙報告書）での報告を要する場合は、以下のとおり教育事務所又はさいたま市教職員課の検収を受けてください。

(1) 提出期限

各教育事務所又はさいたま市教職員課の定める日

(2) 検収場所

各教育事務所又はさいたま市教職員課の定める場所

(3) 提出時の注意

内容を確認するため、該当職員の「平成27年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」と「扶養親族数報告書確認リスト」を持参してください。

6 扶養親族数報告に関するQ&A

Q1 年の中途において扶養親族に異動があった場合には、すべて報告する必要があるのでしょうか？

A1 「扶養親族数報告書確認リスト」に出力されている内容に変更がなければ報告する必要はありません。ただし、変更がある場合は該当扶養親族だけでなく全ての扶養親族（年少扶養親族を含む）についての報告が必要になります。

Q 2 扶養手当の受給が終了した職員がいるのですが、報告する必要はありますか？

A 2 扶養手当と、所得税における扶養親族とは基準が違います。所得税に関する扶養の要件を満たしていて、かつ、その内容が昨年と変わらない場合は報告する必要はありません。

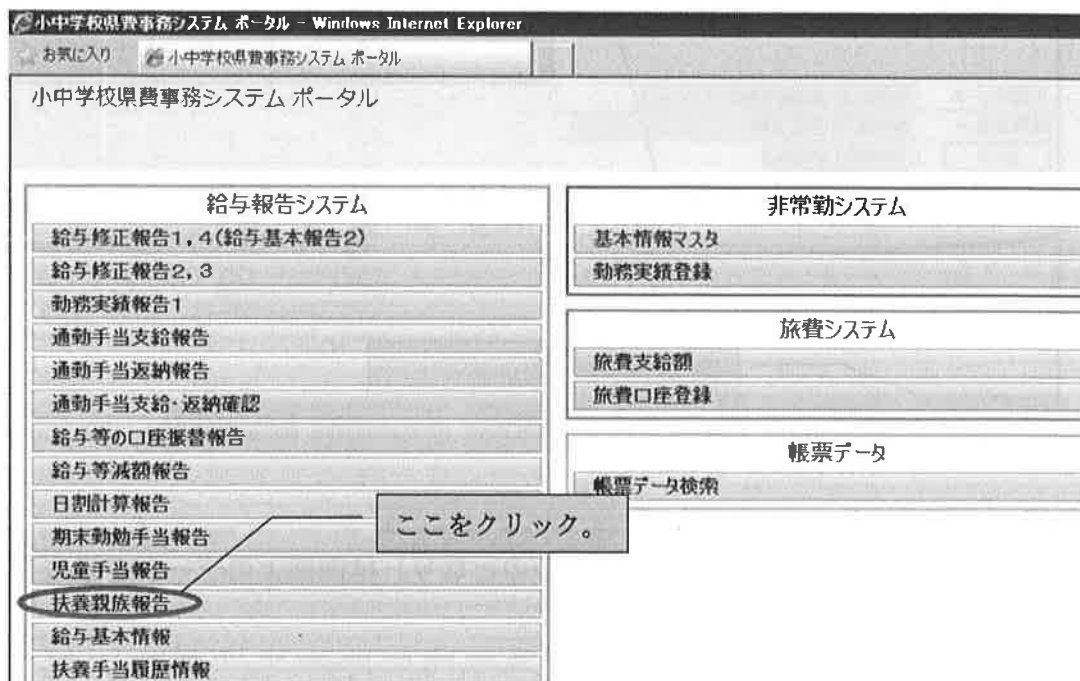
Q 3 扶養親族数報告をすれば、自動で所得税申告区分も修正されますか？

A 3 修正されません。所得税申告区分は「年末調整報告書 1」で修正してください。
(11月、12月は小中学校県費事務システムの「給与修正報告 1・4」画面では修正しないこと。)「年末調整報告書 1」で報告する所得税申告区分と扶養親族数報告の内容が一致するよう注意してください。

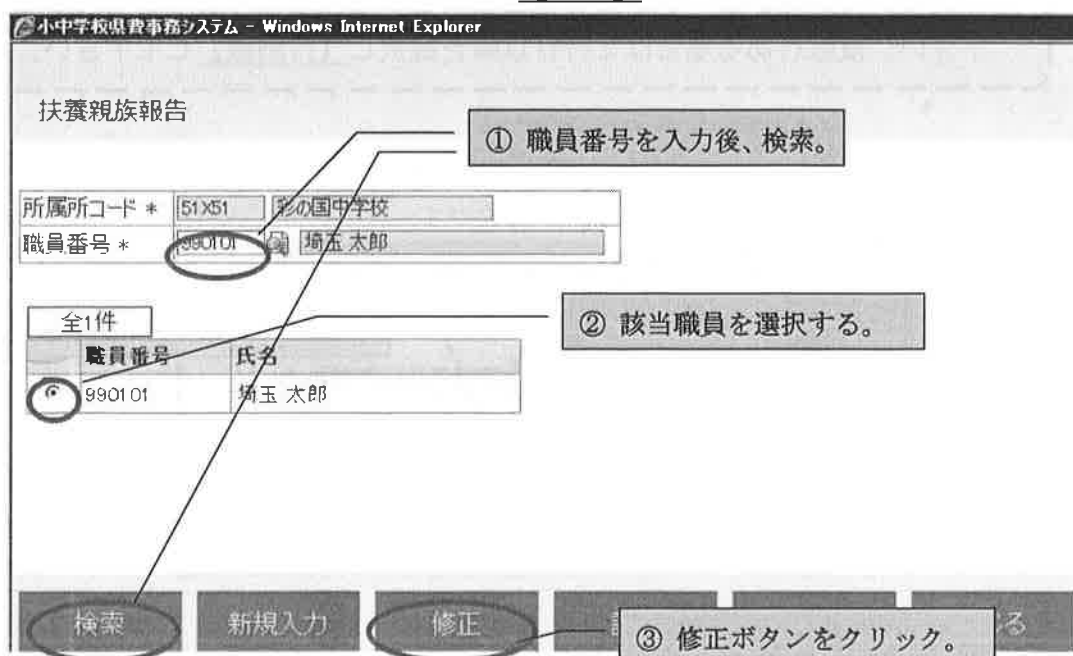
《扶養親族が1人もいなくなった場合の報告について》

◎ 所得税法上の扶養親族が1人もいなくなった場合における県費事務システムでの報告手順については、以下のとおりです。

(1) 業務選択メニューより【扶養親族報告】をクリックします。



(2) 職員番号を入力し【検索】ボタンをクリックします。該当職員が表示されたら左側のラジオボタンを選択し、【修正】ボタンをクリックします。

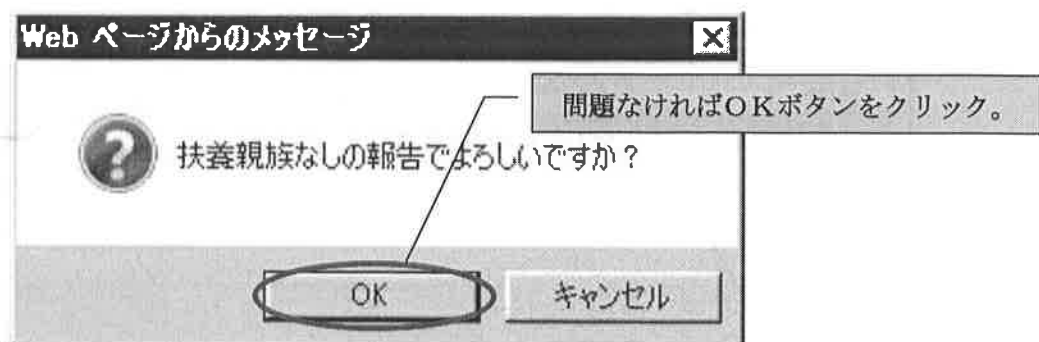


- (3) 既に入力済みの削除したい扶養親族の情報を削除し、
生年月日が「平成」で、他に何も入力されていない状態の行を1行だけ残し、【更新】ボタンをクリックします。

※ 下にある削除ボタン（更新ボタンのとなり）は画面上のデータを報告しない場合に使用する削除ボタンです。

※ 何も入力がないデータを2行以上残すとエラーとなりますので注意して下さい。複数行ある場合は2行目以降を選択し【行削除】して下さい。

- (4) 確認メッセージが表示されるので、【OK】をクリックします。



- (5) 正常に更新されると印刷画面に切り替わります。
氏名の欄には「扶養なし」と表示されます。

小中学校退費事務システム - Windows Internet Explorer

扶養親族報告 (学校控え)

印刷

更新日時: 平成26年09月08日 08時25分

校長

更新しました。
 扶養親族報告 No FY01409,0000000000002 2014/09/08

所属所コード 51X51 彩の国中学校
 職員番号 990101 埼玉 太郎

No.	姓(半角カナ)	名(半角カナ)	姓(漢字)	名(漢字)	生年月日	続柄	同居区分	死亡取消
1	ワヅ	ナリ	扶養	なし				